

【表紙】

【発行登録番号】 7-外債1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月6日

【発行者の名称】 ポーランド共和国
(The Republic of Poland)

【代表者の役職氏名】 財務省 財務次官 ジュランド・ドロップ
(Jurand Drop, Undersecretary of State, Ministry of Finance)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小馬瀬 篤史

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤史

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした募集又は
売出し】 債券の募集

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2025年11月14日)から2年を経過する日(2027年11月13日)まで

【発行予定額又は発行残高の上
限】 発行予定額 3,000億円

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本書中の以下において、「発行者」または「共和国」とは、財務大臣により代表されるポーランド共和国国庫(The State Treasury of The Republic of Poland represented by The Minister of Finance)(以下「国庫」という。)を指すものとする。本書中の、「ポーランド共和国」とは、国庫としての意味を持たないポーランド共和国を指す。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【発行主体】

債券は、財務大臣により代表されるポーランド共和国国庫（以下「発行者」または「共和国」という。）が発行するものである。

ポーランド共和国には債券発行に関する特別の会計は存在しない。

2【募集要項】

未定

3【利息支払の方法】

未定

4【償還の方法】

未定

5【元利金支払場所】

未定

6【担保又は保証に関する事項】

未定

7【債券の管理会社の職務】

未定

8【債権者集会に関する事項】

未定

9【課税上の取扱い】

未定

10【準拠法及び管轄裁判所】

未定

11【公告の方法】

未定

12【その他】

特記事項なし

第2【売出要項】

該当なし

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

債券の純手取金は、共和国予算の借入需要の資金調達のために使用される。

第4【法律意見】

財務省法務局次長であるエワ・スクワラ氏から次の趣旨の法律意見が提出されている。

- (a) 発行者または発行者の代理人による関東財務局長への本書の提出は発行者により適式に授權されており、ポーランド共和国の法律上適法である。
- (b) ポーランド共和国の法律に関する本書のすべての記述は、真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

特記事項なし。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）
2025年6月26日関東財務局長に提出

会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

会計年度（自2026年1月1日 至2026年12月31日）
2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

該当なし

3 【臨時報告書】

該当なし

4 【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5 【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6 【外国者臨時報告書】

該当なし

7 【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。